

80 文官試験試補及見習規則公布

〔明治二十年七月〕

(注記1)

朕文官試験試補及見習規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

〔朱書〕
〔明治二十〕年〔七〕月〔廿三〕日

内閣總理大臣

勅令〔第三十七号〕

文官試験試補及見習規則

第一 通則

第一条 本令ニ於テ文官ト称スルハ奏任判任ノ文官ヲ總称シ試

補ト称スルハ勅令第十三号学位令ニ依リ法学博士文学博士ノ

学位ヲ受ケ又ハ法科大学文科大学及旧東京大学法学部文学部

ヲ卒業シ又ハ高等試験ヲ経當選シテ高等官ノ実務ヲ練習スル

者ヲ云ヒ見習トハ官立府県立中学校又ハ之ト同等ナル官立府

県立学校及帝国大学ノ監督ヲ受ケル私立法学校及司法省旧法

学校ノ卒業証書ヲ有シ及普通試験ヲ経當選シテ判任官ノ事務

ヲ練習スル者ヲ云フ

本令ニ於テ司法官ト称スルハ裁判官及檢察官ヲ總称ス

第一条 第三条第四条ニ掲クルモノヲ除クノ外本令ニ依リ定規
ノ試験ヲ経當選シタル者ニアラサレハ試補及見習ニ任〔命〕
〔抹消〕

第三条 三年以上分科大学ノ教授ニ任シタル者ハ高等試験及實務練習ヲ要セス直ニ本官ニ任〔用〕シ法学博士文学博士ノ地位ヲ受ケタル者又ハ法科大学文科大学及旧東京大学法学部文学部ノ卒業生ハ高等試験ヲ要セス試補ニ任スルコトヲ得

司法官タルノ資格ヲ有スル者ニシテ他官ヨリ司法官ニ転スルトキ又ハ司法官タルノ資格ヲ有シ三年以上代言人タル者ハ実務練習ヲ要セス直ニ本官ニ任〔用〕スルコトヲ得

第四条 官立府県立中学校又ハ之ト同等ナル官立府県立学校及帝国大学ノ監督ヲ受クル私立法学校及司法省旧法学校ノ卒業証書ヲ有スル者ハ普通試験ヲ要セス判任官見習ヲ命スルコト

ヲ得

第五条 試験ヲ分テ高等試験普通試験ノ二種トス

高等試験ハ試補ニ任用セラレンコトヲ望ム者ノ為ニシ普通試験ハ判任官見習ニ任用セラレンコトヲ望ム者ノ為ニス

第六条 試験ハ筆記口述ノ二様トス筆記試験ニ落第シタル者ハ口述試験ヲ受クルコトヲ得ス

第七条 試験ハ筆記口述ノ二様ニ就キ各科目ノ点数ヲ合算シタル一定ノ平均点数ヲ以テ合格ヲ定メ時々官序ノ需要ニ応シ人員ヲ限り内閣ニ於テ合格者中ヨリ選抜シテ當選者ヲ定ム但一

科目ニ付一モ点數ナキ者ハ合格者トスルコトヲ得ス

第八条 前条ノ選抜ニ當ラサル者ハ合格者ト雖モ再ヒ文官ノ任用ヲ望ムトキハ更ニ本令ニ依リ試験ヲ受クヘシ

第九条 試験ニ必要ノ参考書類及〔筆〕紙〔墨ハ〕試験室ニ備ヘ置キ受験人之ヲ携帯スルコトヲ許サス

有スル者

第十一条 試験當選者ノ姓名ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

一 文部大臣ノ認可ヲ経タル学則ニ依リ法律学政治学又ハ理財学ヲ教授スル私立学校ノ卒業証書ヲ有スル者

第十二条 第九条ヲ犯シ若クハ不正ノ方法ヲ以テ當選シ他日其事ノ發覺シタルトキハ當選ノ効ナキモノトス

一 五箇年以上奏任官ヲ勤メタル者

第十三条 第九条ヲ犯シタル者及第十一条ノ処分ヲ受ケ又ハ不正ノ方法ヲ以テ當選セント企テタル者ハ再ヒ試験ヲ受クルコトヲ得ス

一 第十八条 試験願書ハ其時々官報ヲ以テ公告スル期日前ニ左ノ証書ヲ取添之ヲ試験委員長ニ差出スヘシ

一 出願者ノ履歴書

第十四条 試験ニ關スル細則ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

一 第十七条 二掲クル卒業証書及修学証書ノ写
中事実ヲ隠匿シ又ハ之ヲ偽リタル者ハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第十五条 本令施行ノ後五箇年間ハ事務練習中ト雖モ本官ノ欠

一 身分職業年齢及兵役ニ關スル区戸長ノ証書

アルトキハ其練習ノ満期ヲ待スシテ本官ニ任スルコトアルヘシ

一 第十九条 高等試験ノ科目ハ試験ヲ行フ年毎ニ司法官又ハ行政官ノ別ニ依リ各官庁所掌ノ事務ヲ斟酌シテ文官試験局長官之ヲ撰定シ試験ノ期日三箇月前ニ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

五箇年以上奏任官ヲ勤メタル者ニシテ高等試験ヲ経當選シタル者ハ事務練習ヲ要セス直ニ本官ニ任〔用〕スルコトヲ得

一 第二十一条 第三条第四条ノ資格ヲ具スル者ヲ除クノ外教官技術官其他特別ノ學術技芸ヲ要スルモノハ別段ノ試験法ヲ定ムルマテ各官庁ノ需要ニ從ヒ試験ヲ経スシテ之ヲ任用スルコトヲ得

第二 高等試験

第十六条 高等試験ハ各官庁ノ須要ニ從ヒ時々東京ニ於テ試験委員之ヲ行フ其期日及場所ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

一 第二十二条 各官庁試補ノ定員ハ別ニ定ムル所ニ依ルラサル期限間事務ヲ練習スヘシ

第十七条 高等試験ヲ受クルコトヲ得ル者左ノ如シ

一 第二十三条 法学博士文学博士ノ学位ヲ受ケタル者又ハ法科大學文科大学及旧東京大学法学部文学部ノ卒業生ニシテ行政官又ハ司法官ノ試補タランコトヲ望ム者ハ左ノ書類ヲ取添高等

シ又ハ三年以上其学科ヲ修学シタル旨ヲ證明スル証書ヲ
一 外國ニ於テ大学校又ハ之ト同等ナル学校ノ卒業証書ヲ有

第三十七条 所属長官ハ判任官見習官吏ニ必要ナル品位ヲ失ヒタル者ト認ムルトキハ判任官見習ヲ免スルコトヲ得

第三十八条 本令施行ノ前二箇年以上各官庁ニ於テ雇員トナリタル者ニシテ事務ニ熟練シタル者ト本属長官ニ於テ認ムルトキハ試験ヲ要セス直ニ判任官〔抹消本官〕ニ任スルコトヲ得

第三十九条 本令ハ明治二十一年一月ヨリ施行ス

(注記一)

「一」(簿冊内件名番号)

〔『公文類聚』第十一編 第五年 2A, 11, 〔292〕〕